

山鹿市条例第16号

山鹿市景観条例の一部を改正する条例

山鹿市景観条例（平成20年山鹿市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「はぐくまれて」を「育まれて」に、「もつ」を「持つ」に改める。

第2条第4号エ中「貸付」を「貸付け」に改める。

第7条第2項第4号中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第1項中「当該届出」の次に「をしようとする日」を加え、同条第3項中「その」を削る。

第13条第2項、第18条第1項及び第24条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第25条第1項第2号中「もたれて」を「持たれて」に改める。

別表第1に次の1号を加える。

(12) 太陽光発電施設（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。）

別表第2第1号イに次のように加える。

(ウ) 別表第1第12号に掲げる工作物であって、高さ（太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物（当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。）の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。）が13メートルを超えるもの又はその敷地の用に供する土地の面積（当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。）が1,000平方メートルを超えるもの

別表第2第2号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 別表第1第12号に掲げる工作物の建設等であって、高さが1.5メートルを超えるもの又は事業区域の面積が100平方メートルを超えるもの

別表第2第3号イ及び第4号イに次のように加える。

(オ) 別表第1第12号に掲げる工作物であって、高さが1.5メートルを超えるもの又は事業区域の面積が100平方メートルを超えるもの

別表第3第1号イ中「及び(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同表第2号イ中「及びウ」を「からエまで」に改め、同表第4号イ中「(エ)」を「(オ)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1から別表第3までの改正規定は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山鹿市景観条例の規定は、令和8年10月1日以後に山鹿市景観条例第8条に規定する事前協議（以下この項において「事前協議」という。）を行う太陽光発電施設の建設等（景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第2

号に規定する建設等をいう。以下同じ。) について適用し、同日前に事前協議を行う太陽光発電施設の建設等については、なお従前の例による。